

令和7年度 第2回 糸魚川市介護保険運営協議会次第

(糸魚川市地域包括支援センター運営協議会・糸魚川市地域密着型サービス運営委員会)

○日 時 令和8年2月5日(木) 午後1時30分から

○場 所 市役所2階 201.202 会議室

1 開 会

.....

2 部長あいさつ

.....

3 報告・協議事項

(1) 糸魚川市介護保険運営協議会

①介護保険事業の運営状況等について（資料 No. 1）

.....

②高齢者福祉計画・第10介護保険事業計画の策定について（資料 No. 2）

.....

③国による制度改正について（資料 No. 3）

.....

④委員報酬・旅費の改定について（資料 No. 4）

.....

(2) 糸魚川市地域包括支援センター運営協議会

①地域包括支援センターの重点委託方針について（資料 No. 5）

.....

(3) 糸魚川市地域密着型サービス運営委員会

【報告】認知症グループホームの視察を実施（令和7年10月21日 委員5人）

視察先：グループホームエフビー糸魚川、けあビジョンホーム糸魚川

.....

(4) 意見交換

.....
.....
.....

4 その他（次回日程等）

.....令和8年7月23日（木） 13時30分からを予定.....

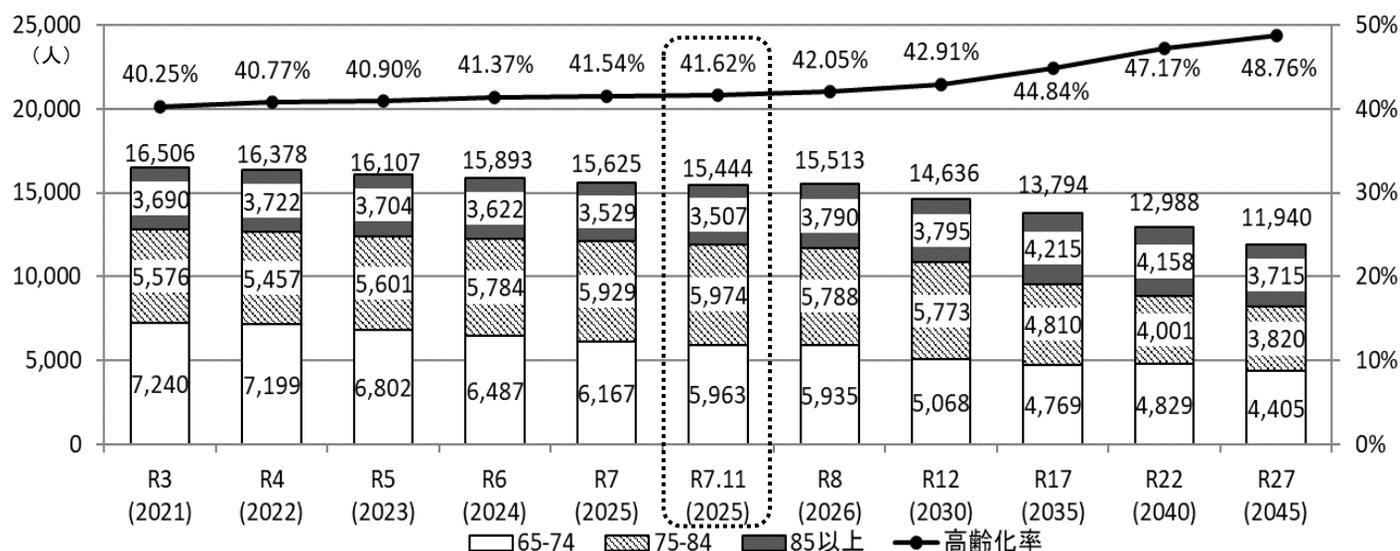
5 閉 会

.....

介護保険事業の運営状況

1 高齢者数と高齢化率の推移

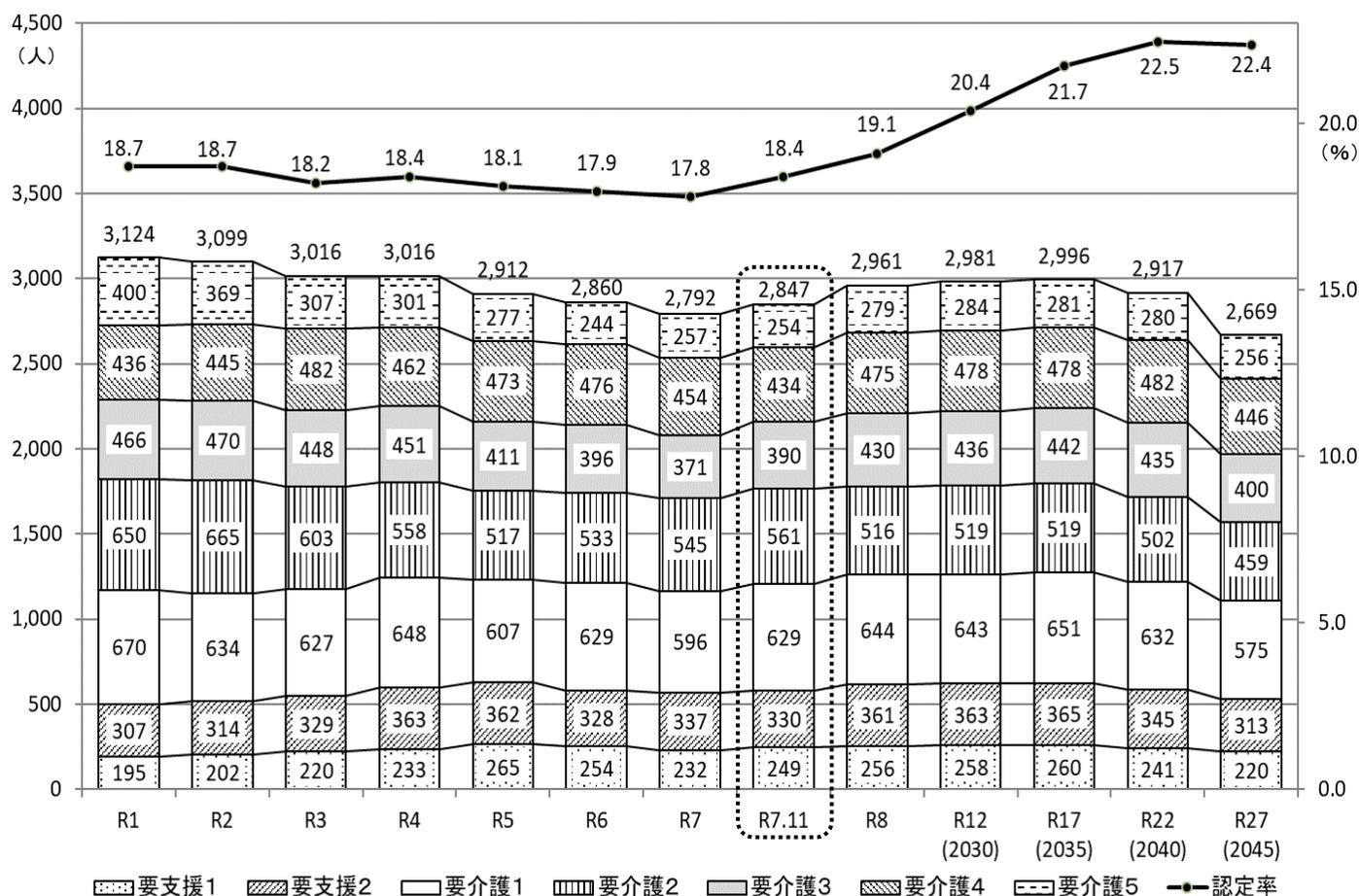
- ・ 高齢者数は、直近のR7. 11実績値(15,444人)であり、計画の見込値より少なく推移しています。
- ・ 年代区分では、計画値よりも85歳以上で少なく、75～84歳で多く推移しています。



※R7. 11まで実績値 (R7まで各年4月1日時点)、R8以降は第9期介護保険事業計画の推計値

2 要介護認定者と認定率の推移

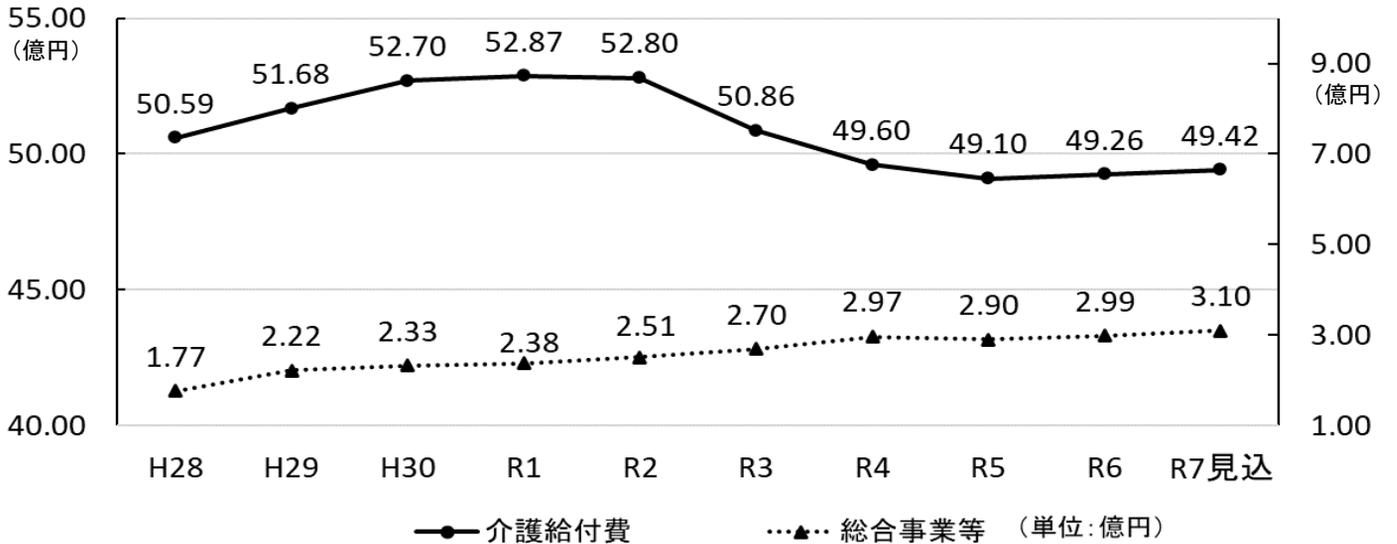
- ・ 認定者はR7 (4月) まで減少傾向でしたが、直近のR7. 11では2,847人でやや増加に転じています。
- ・ 今後は、被保険者数 (65歳以上) の減少等により、認定率は上昇する見込みです。



※R7. 11を除き、各年4月1日時点

3 介護給付費等（年額）の推移

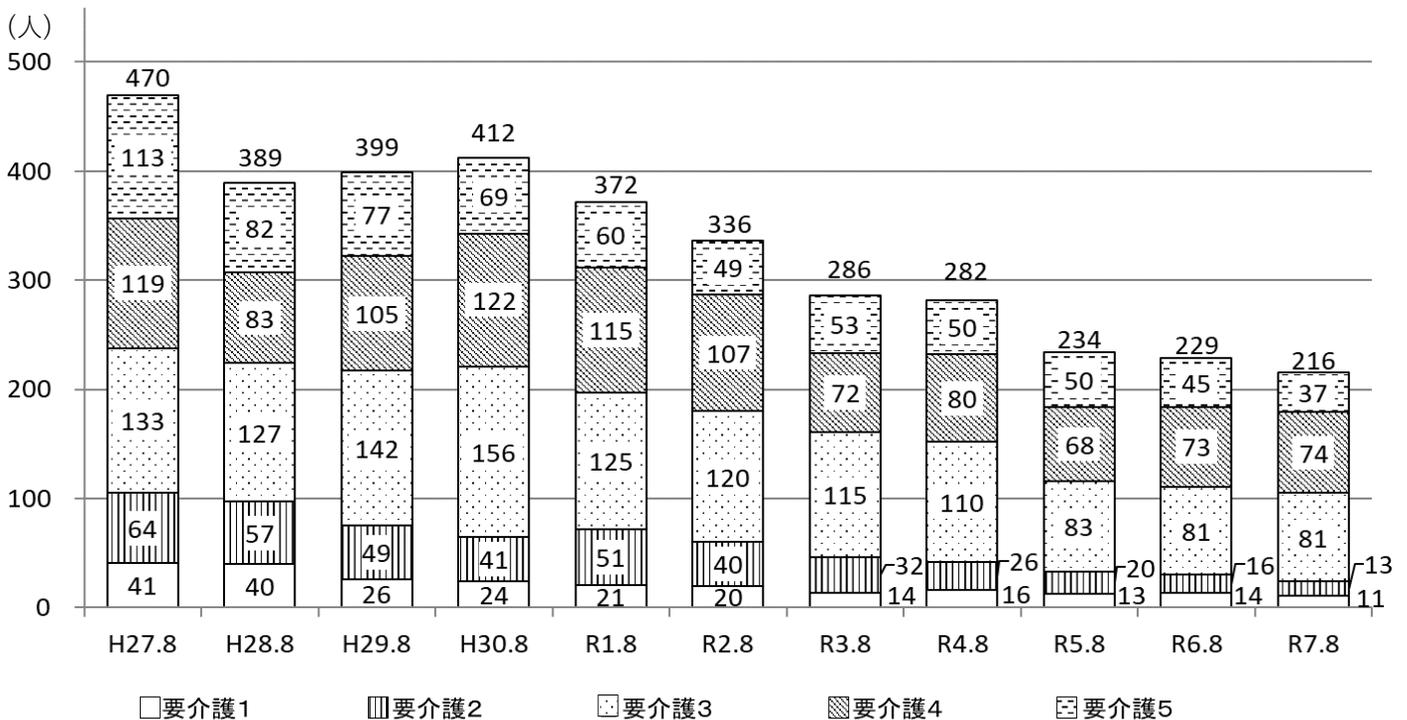
- ・要介護・要支援（訪問・通所介護を除く）にかかる介護給付費は、新型コロナウイルス感染症や事業所の休廃止等により、令和3年度から大きく減少していますが、令4年度以降は横ばいで推移しています。
- ・要支援（訪問・通所介護）と総合事業にかかる給付費は、令和4年度まで増加傾向にありましたが、要支援に係る認定者数の伸びが鈍化したこと等に伴い、伸びは緩やかになっています。



※R7決算見込は、直近実績をもとに月割換算で推計

4 特別養護老人ホーム入所申込者の推移

- ・申込者数は、引き続き減少傾向にありますが、直近のR7.8ではR6.8に比べて13人(5.7%)の減少となっています。



1. 介護保険事業特別会計の歳出決算（見込）状況（歳出2款 保険給付費）

- ・ R7決算見込は、R6決算額に対して合計で1,484万円（0.3%）多い見込です。
- ・ R7決算見込は、R7計画値に対して合計で1億2,439万円（2.5%）少ない見込です。

（単位：千円）

予算項目	R5決算額	R6決算額：①	R7決算見込：②	【参考】 R7事業計画値	R7決算見込－ R6決算(②－①)
1 居宅介護サービス等給付費	1,892,296	1,872,222	1,886,505	1,911,993	14,283
2 施設介護サービス等給付費	2,050,538	2,064,872	2,046,398	2,095,788	▲ 18,474
3 地域密着型介護サービス給付費	663,549	701,045	715,799	739,741	14,754
4 介護予防サービス等給付費	57,622	52,838	61,016	59,064	8,178
5 地域密着型介護予防サービス給付費	0	141	0	0	▲ 141
6 審査支払手数料	3,724	3,746	3,716	3,673	▲ 30
7 高額介護サービス費	100,202	102,215	103,416	105,153	1,201
8 高額医療合算介護サービス費	13,566	12,927	12,396	14,243	▲ 531
9 特定入所者介護サービス等費	128,211	116,820	112,423	136,412	▲ 4,397
合計	4,909,708 (49億970万8千円)	4,926,826 (49億2,682万6千円)	4,941,669 (49億4,166万9千円)	5,066,067 (50億6,606万7千円)	14,843 (1,484万3千円)

2. 第9期介護保険事業計画における保険給付費見込額（地域支援事業費を除く）

令和6年度	50億2,704万1千円
令和7年度	50億6,606万7千円
令和8年度	50億6,319万2千円

3. 介護給付費準備基金の状況

令和7年度当初残高	8億7,508万6千円	①	
令和7年度中積立見込額	194万2千円	②	※利息額
令和7年度取崩見込額	0千円	③	
令和7年度末残高見込額	8億7,702万8千円	①+②	

※第9期介護保険事業計画期間（R6～R8）は、同基金から約2億2千万円を取り崩すことで、第1号被保険者の保険料を低減することとしています。令和7年度は介護給付費が計画値を下回ることや、会計内の繰越金で充足する見込のため基金の取崩しが無い予定です。

【参考】予算項目の内容説明

- 居宅介護サービス：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具、住宅改修、居宅介護支援等の費用
- 施設介護サービス：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等の費用
- 地域密着型介護サービス：小規模特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護等の費用
- 介護予防サービス：要支援者に対する「1」と同様のサービスの費用
- 地域密着型介護予防サービス：要支援者に対する「3」と同様のサービスの費用
- 審査支払手数料：事業者からの請求チェックのために新潟県国民健康保険団体連合会に支払う費用
- 高額介護サービス費：介護サービスに係る利用者負担が上限額を超えた場合の差額支給の費用
- 高額医療合算介護サービス：世帯単位での介護・医療サービスに係る世帯負担が上限額を超えた場合の差額支給の費用
- 特定入所者介護サービス：低所得者に対する施設サービス等の居住費、食費負担減額の費用

介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況

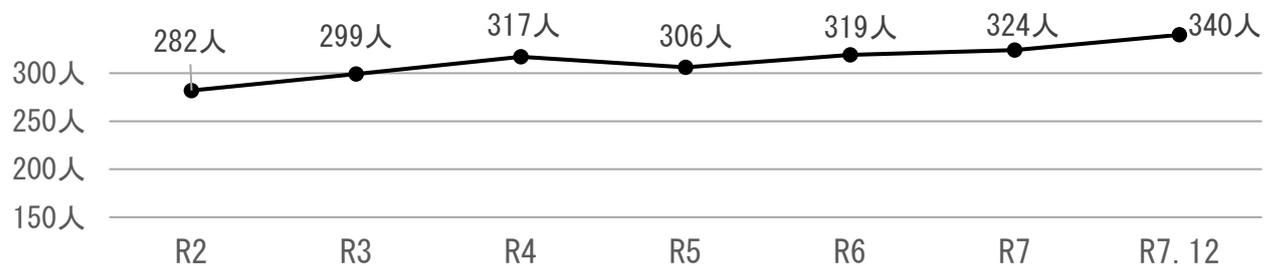
【介護予防・日常生活支援総合事業とは】

要支援認定を受けた方のうち「訪問介護」と「通所介護」にかかる介護サービスの提供、及び要介護・要支援認定に至らないが日常生活動作などの基本チェックリストにより支援が必要な方に対して、各種の日常生活支援サービスの提供や集いの場の運営などを行う。

1. 総合事業対象者（基本チェックリストによる対象者）の推移

(各年4月1日現在。R7.12を除く)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7.12
事業対象者数	282人	299人	317人	306人	319人	324人	340人



2. 介護保険事業特別会計の歳出決算(見込)状況（歳出3款/地域支援事業費、4款/保健福祉事業費）

- ・ R7決算見込は、R6決算額に対して合計で約880万円(2.8%)多い見込です。
- ・ R7決算見込は、R7計画値に対してほぼ同額となる見込です。

(単位：千円)

予算項目	R5決算額	R6決算額： ①	R7決算見込：②	【参考】 R7事業計画値	R7決算見込 -R6決算 (②-①)
1 介護予防・生活支援サービス事業	157,095	164,643	167,983	177,326	3,340
2 一般介護予防事業	922	769	1,111	2,390	342
3 包括的支援事業・任意事業	131,216	133,416	143,634	132,991	10,218
4 その他諸費（審査支払手数料）	572	571	560	623	▲ 11
5 保健福祉事業	5,677	5,788	661	—	▲ 5,127
合計	295,482 (2億9,548万2千円)	305,187 (3億518万7千円)	313,949 (3億1,394万9千円)	313,330 (3億1,333万円)	8,762 (876万2千円)

【参考】予算項目の内容説明

- | | |
|-------------------|---|
| 1 介護予防・生活支援サービス事業 | : 要支援、総合事業対象者の方が利用する通所サービス |
| 2 一般介護予防事業 | : 65歳以上高齢者の介護予防を目的とした事業 |
| 3 包括的支援事業・任意事業 | : 地域包括支援センターの運営やおむつ券助成事業などを実施 |
| 4 その他諸費（審査支払手数料） | : 介護予防・生活支援サービス事業者からの請求チェックのために
新潟県国民健康保険団体連合会に支払う費用 |
| 5 保健福祉事業 | : 介護予防、自立支援に特化した市町村独自事業 |

高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定スケジュール(案)

年度・月		項目
R 7	2月	アンケート調査発送 ※詳細は、資料 No. 2-2 のとおり
	2月	第2回 介護保険運営協議会
R 8	4月	計画策定支援業務委託契約
	7月	第1回 介護保険運営協議会 …① (アンケート結果について、第9期計画値の達成状況・評価等)
	8月	第2回 介護保険運営協議会 …② (制度改正の動向、基本目標、人口・認定者・サービス見込等)
	10月	第3回 介護保険運営協議会 …③ (サービス見込、保険料、計画素案等)
	12月	第4回 介護保険運営協議会 (保険料、計画案等) …④
	12月	計画案のパブリックコメント
	12月	市議会定例会 (計画案等)
	2月	第5回 介護保険運営協議会 (計画の最終調整等) …⑤
	3月	市議会定例会 (介護保険条例等の改正)
R 9	4月	第10期計画開始

※日程及び項目は現時点での予定であり、変更になる場合があります。

【参考：計画の構成(案)と令和8年度協議会での調査予定回】

構成(案)	予定回
第1編 計画の基本的事事項	
第1章 計画の基本的事事項	①
計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間、計画の策定体制、国の基本指針見直し等	②
第2編 高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画	
第1章 高齢者を取り巻く現状と課題	①
人口構成及び世帯状況、被保険者数及び認定者数の推移と将来推計、介護保険事業の状況、アンケート結果概要、第9期計画の評価と重点課題	②
第2章 計画の基本理念と目標	③
計画の基本理念、計画の基本目標、日常生活圏域の設定	④
第3章 施策の体系と展開	④
施策体系、施策の具体的な展開 (基本目標とサービス見込量)、介護保険料の見込	
第3編 認知症施策推進計画	
第1章 認知症高齢者の現状と課題	②
認知症高齢者の状況、アンケート結果概要、認知症施策の推進における課題	③
第2章 施策の体系と展開	④
施策体系、施策の具体的な展開	
第4編 計画の推進体制	
第1章 計画の推進に向けて	④
計画の推進体制と仕組み	
資料編	⑤

高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画 策定のためのアンケート調査実施要領

1 調査の目的

高齢者の生活状況や、介護サービスの利用状況等について把握し、令和9年度から3か年の「高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」の策定や行政施策に反映するため、アンケート調査を実施する。

2 アンケート種別と対象

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（国様式）

① 目的

日常生活圏域ごとに高齢者の課題や生活ニーズ等を把握するために実施

② 対象者

65歳以上の高齢者（令和8年1月1日現在） 約2,000人

※以下(2)在宅介護実態調査の対象者のほか要介護・要支援認定者を除く

③ 設問（52問）

国様式…必須36項目、オプション11項目 市独自…7項目

(2) 在宅介護実態調査（国様式）

① 目的

「在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービス利用のあり方やサービス整備の方向性を示すために実施

② 対象者

在宅の要介護・要支援認定者（令和8年1月1日現在） 約1,000人

※国の手引きによる必要サンプル数目標600件（回収率6割見込）

※新規申請中、施設入所者を除く

③ 設問（21問）

国様式…基本11項目、オプション7項目 市独自…3項目

(3) 在宅生活改善調査（国様式）

① 目的

住み慣れた地域での生活の継続性を高めるために必要な支援やサービス、連携のあり方等を検討するために実施

② 対象者

市内居宅介護支援事業所・地域包括支援センター管理者及びケアプラン作成者

③ 設問（19問）

事業所票…国様式4項目、利用者票…国様式14項目、市独自1項目

3 調査期間

令和8年2月2日から3月6日（回答〆切日）

※2(3)在宅生活改善調査をのぞく（別途実施）

4 調査方法

- ・ 郵送による配布・回収（回収は料金受取人払）
- ・ 無記名式（ただし、2-(2)の調査は連番を付し介護給付データと連携する接続方式）

5 主な調査内容

介護予防日常生活圏域ニーズ調査（52問）	在宅介護実態調査（21問）
【問1】 本人や家族の生活状況 【問2】 体を動かすことについて 【問3】 食べることについて 【問4】 毎日の生活について 【問5】 地域での活動について 【問6】 就労について 【問7】 助け合いについて 【問8】 健康について 【問9】 認知症に関すること 【問10】 介護予防について	【調査1】 調査対象者に関すること ・ 介護サービスの利用状況 ・ 疾病の状況 ・ 介護サービスの満足度 ・ 施設の検討状況、介護を受けたい場所 ・ 在宅生活に必要な支援サービス 【調査2】 主な介護者に関すること ・ 介護の内容、不安に感じる介護 ・ 離職の有無、勤務の状況 ・ 勤務先からの支援、介護の継続意向
日常生活改善調査（19問）	
【事業所票】 ・ 問1 所属ケアマネ数、利用者数 ・ 問2 居所変更の利用者数 ・ 問3 居所変更の異動先	【利用者票】 ・ 問1 対象利用者の状況 ・ 問2 現在のサービスで生活維持が難しくなっている理由 ・ 問3 サービス変更による状況改善

介護保険料等の段階区分基準額の改正について

1 改正概要

介護保険料等を算定する際の年金収入等の基準額を増額改正する。

2 改正理由

年金収入等の基準額は、老齢基礎年金（満額）の支給額を基に国が定めているが、令和7年の支給額が826,500円となるため改正するもの。

<経過>

設定時：794,500円（平成17年） ⇒ 809,000円（令和6年）

3 改正の影響

(1) 介護保険料の所得段階区分の変更（令和8年4月から）

※第1、第2、第4、第5段階が対象

段階 (乗率)	対象者	年額
第1段階 (0.285)	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者等 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等が (80万9,000円以下) ⇒ <u>82万6,500円以下</u>	18,468円
第2段階 (0.485)	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等が (80万9,000円超) ⇒ <u>82万6,500円超</u> 120万円以下	31,428円
第3段階 (0.685)	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等 120万円超	44,388円
第4段階 (0.90)	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等が(80万9,000円以下) ⇒ <u>82万6,500円以下</u>	58,320円
第5段階 (1.00)	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等(80万9,000円超) ⇒ <u>82万6,500円超</u>	(基準額) 64,800円
第6段階 (1.20)	本人が市民税課税かつ合計所得 120万円未満	77,760円
第7段階 (1.30)	本人が市民税課税かつ合計所得 120万円以上 210万円未満	84,240円
第8段階 (1.50)	本人が市民税課税かつ合計所得 210万円以上 320万円未満	97,200円
第9段階 (1.70)	本人が市民税課税かつ合計所得 320万円以上 420万円未満	110,160円
第10段階 (1.90)	本人が市民税課税かつ合計所得 420万円以上 520万円未満	123,120円
第11段階 (1.95)	本人が市民税課税かつ合計所得 520万円以上 620万円未満	126,360円
第12段階 (2.00)	本人が市民税課税かつ合計所得 620万円以上 720万円未満	129,600円
第13段階 (2.10)	本人が市民税課税かつ合計所得 720万円以上	136,080円

※糸魚川市介護保険条例第7条では、介護保険法施行令第39条第1項各号に掲げる者として規定しており改正施行令の施行と同時に適用されるため、条例改正を要しない。

(2) 高額介護（予防）サービス費の利用者負担段階区分の変更（令和8年8月から）
世帯全員が住民税非課税のうち個人が対象

利用者負担段階区分	上限額（月額）
・課税所得 690 万円以上	世帯 140,100 円
・課税所得 380 万円以上 690 万円未満	世帯 93,000 円
・住民税課税世帯で課税所得 380 万円未満	世帯 44,400 円
・世帯全員が住民税非課税	世帯 24,600 円
<ul style="list-style-type: none"> ・前年の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が（80万9,000円以下）⇒82万6,500円以下 ・老齢福祉年金の受給者 	個人 15,000 円
・生活保護の受給者等	個人 15,000 円
	世帯 15,000 円

(3) 食費・居住費等の利用者負担段階区分の変更（令和8年8月から）
第2段階、第3段階①が対象

利用者負担段階		食費（円/日）		居住費等（円/日）			
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	300	300	880	550	550 (380)	0
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が(80万9,000円以下)⇒82万6,500円以下	390	600	880	550	550 (480)	430
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が(80万9,000円超)⇒82万6,500円超 120万円以下	680	1,030	1,370	1,370	1,370 (880)	430
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超	1,420	1,360	1,470	1,470	1,470 (980)	530

※従来型個室の（ ）内金額は、特別養護老人ホームと短期入所サービス利用の場合

概要

- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。改定率は+2.03%（処遇改善分+1.95%、基準費用額（食費）の引上げ分+0.09%）となる。

令和8年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和7年12月24日）（抄）

「強い経済」を実現する総合経済対策において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、**令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施**する。具体的には、政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による**改定率は+2.03%**（国費+518億円（令和8年度予算額への影響額））となる。

- ・ 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
 - ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
- ※ 合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- ・ 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設ける。
 - ・ また、令和9年度介護報酬改定を待たずに、介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げる（低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は1日当たり30～60円引上げ）。

なお、令和9年度介護報酬改定においては、介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、「介護事業経営実態調査」等において、介護サービス事業者の経営状況等について把握した上で、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施する。同時に、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護給付の効率化・適正化に取り組む必要がある。今般の有料老人ホームに関する制度改正の内容も踏まえつつ、サービスの提供形態に応じた評価の在り方について所要の措置を講じることを検討する。

基準費用額（食費）の見直し

概要

- 基準費用額は、介護保険法の規定に基づき、食事の提供及び居住等に要する平均的な費用の額を勘案して定めることとされているが、介護保険法においては、介護保険施設等における食事の提供又は居住等に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならないこととされている。
- 近年の食材料費の上昇や、令和7年度介護事業経営概況調査において、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じている状況等を踏まえ、令和9年度改定を待たずに、令和8年8月より、基準費用額（食費）を100円/日引き上げる。また、負担限度額（食費）について、在宅で生活する者との公平性等を総合的に勘案し、令和8年8月より、利用者負担第3段階①の利用者は30円/日、第3段階②の利用者は60円/日引き上げる。

※このほか、介護保険部会での議論を踏まえ、所得段階間の均衡を図る観点からの負担限度額の見直しもあわせて実施。

（参考）診療報酬は、令和8年度改定において、入院時の食費基準額を40円/食引き上げ、この際には低所得者に配慮した対応として、所得区分等に応じ、患者負担を20円～40円/食引き上げる措置が検討されている。



介護保険制度の見直しに関する意見（概要）

（令和7年12月25日 社会保障審議会介護保険部会）

- 2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることも踏まえ、早急な対応が求められる。
- このような社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化や、これらを通じた地域共生社会の更なる実現・深化を行うことが必要。
- 福祉サービス間の連携に加え、介護や福祉以外の地域資源（地域におけるまちづくりや高齢者の移動支援等の取組）との効果的な連携が重要。

I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

★：今後、詳細の要件や報酬設定等について介護給付費分科会等で議論することとされている項目

1. 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制

① 地域の類型の考え方

- ・計画策定プロセスにおいて、該当する地域類型を意識しながら、都道府県・市町村等の関係者間で議論を行うことが必要である

② 中山間・人口減少地域（サービス需要が減少する地域）

- ・サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、新たな柔軟化のための枠組みを設ける
- ・特別地域加算の対象地域を基本としつつ、高齢者人口の減少に着目した地域の範囲について国において一定の基準を示す（市町村内の一部エリアを特定することも可能）★
- ・対象地域は、計画策定プロセスにおいて市町村の意向を確認し、都道府県が決定する

③ 大都市部（2040年にかけてサービス需要が増加し続ける地域）

④ 一般市等（2040年までの間にサービス需要が増加から減少に転じる地域）

- ・高齢者人口の増減・サービス需要の変化の見通しに基づき、現行制度の枠組みを活用したサービス基盤の維持・確保が求められる

2. 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

① 特例介護サービスの枠組みの拡張

- ・中山間・人口減少地域において、職員の賃金の改善に向けた取組、ICT機器の活用や、サービス・事業所間の連携等を前提に、職員の負担への配慮やサービスの質の確保の観点も踏まえ、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行うため、特例介護サービスに新たな類型を設ける（施設サービスや特定施設入居者生活介護も対象）★

② 地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

- ・特例介護サービスの新たなタイプの枠組みにおいて、例えば訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と別途、包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能とする★

③ 介護サービスを事業として実施する仕組み

- ・中山間・人口減少地域における柔軟なサービス基盤の維持・確保の選択肢の一つとして、給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業（地域支援事業の一類型）により、給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者がサービス提供を可能とする仕組みを設ける

④ 介護事業者の連携強化

- ・地域の法人・事業所が一定期間にわたり事業継続する役割を担い、複数事業所間の連携を促進し、業務効率化等の取組を推進する仕組みを設け、必要な支援を行う★

⑤ 既存施設の有効活用

- ・国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を拡充する

⑥ 調整交付金の在り方

- ・より精緻な調整を行う観点から、年齢区分を3区分から7区分に変更する

3. 大都市部・一般市等における対応

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合

- ・夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する

※多様なニーズに対応したサービスを提供するため、高齢者のニーズに沿った多様な住まいの充実（Ⅱ3）、テクノロジーの活用支援（Ⅲ2）等の取組を併せて推進する

II 地域包括ケアシステムの深化

1. 地域包括ケアシステムの深化に向けて

- ・2040年に向けて、可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、都道府県・市町村及び関係者が地域の状況に合わせ地域包括ケアシステムを深化させることが必要である

2. 医療・介護連携の推進

①医療と介護の協議の場等

- ・総合確保方針に基づく協議の場を再編成するとともに、2040年に向けた介護の提供体制等について本格的に議論する体制を構築する

3. 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援

①有料老人ホームにおける安全性及び質の確保

- ・中重度の要介護者等を入居対象とする有料老人ホームについて登録制といった事前規制を導入する
- ・あわせて、更新制や一定の場合に更新を拒否する仕組みを導入する
- ・事業廃止や停止等の場合の関係者との連絡調整を義務付ける

②入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択

- ・契約書や重要事項説明書の契約前の書面説明・交付を義務付ける

③入居者紹介事業の透明性や質の確保

- ・公益社団法人等が優良事業者を認定する仕組みを創設する

④いわゆる「囲い込み」対策の在り方等

- ・介護事業所と提携する有料老人ホームにおいて、ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制を確保する
- ・住まい事業と介護サービス等事業の会計を分離独立させる

⑤住まいと生活の一体的支援

- ・改正セーフティネット法も踏まえ、居住施策との連携を促進する

4. 介護予防の推進、総合事業の在り方

①介護予防・日常生活支援総合事業

- ・都道府県の伴走支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進するとともに、総合事業の実施状況等を把握する仕組みを構築する

②介護予防を主軸とした多機能の支援拠点

- ・高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の地域の抱える課題の支援を一体的に実施する多機能の拠点を整備する

5. 相談支援等の在り方

①頼れる身寄りがない高齢者等への支援

- ・ケアマネジャーの法定外業務（いわゆるシャドウワーク）として実施せざるを得ないケースも多い、頼れる身寄りがない高齢者等の抱える生活課題について、地域課題として議論できるよう地域ケア会議の活用を推進する
- ・包括的支援事業（総合相談支援事業等）において頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応等を行うことを明確化する

②介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方

- ・介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所の直接実施を可能とする

③ケアマネジャーの資格取得要件、更新制・法定研修の見直し等

- ・介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である国家資格を追加するとともに、実務経験年数を5年から3年に見直す
- ・介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みを廃止し、引き続き定期的な研修の受講を行うことを求め、事業者への必要な配慮を求める

④有料老人ホームに係る相談支援

- ・登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の種類を創設する★

6. 認知症施策の推進等

- ・自治体の認知症施策推進計画の策定を通じて共生社会の実現を推進する

III 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

1. 総合的な介護人材確保対策

①人材確保のためのプラットフォーム

- ・都道府県単位で人材確保のためのプラットフォームを構築する

2. 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進

①生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等

- ・国及び都道府県の責務として位置付ける
- ・人材確保のためのプラットフォームの中で、生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等に向けた関係者との連携の枠組みを構築する

- ・人材確保や生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等について、都道府県計画における位置付けを明確化する
- ・国・都道府県においてテクノロジーの更なる活用を支援する

②事業者間の連携、協働化等

- ・バックオフィス業務等の間接業務の効率化等を進める

③科学的介護の推進

- ・国に科学的介護を推進していく役割があることを明確化する

1. 2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

- ① 中長期的な推計、2040年に向けた地域課題への対応
- ・ 2040年に向けた中長期的な推計を計画の記載事項に追加する
 - ・ 地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行う

2. 給付と負担

① 1号保険料負担の在り方

- ・ 被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行う

「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準

- ・ 能力に応じた負担と、現役世代を含めた保険料負担の上昇を抑える観点から、「一定以上所得」の判断基準の見直しについて検討する必要がある。検討に当たっては、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等に加えて、令和8年度に見込まれる医療保険制度における給付と負担の見直し、現在補足給付について行われている預貯金等の把握に係る事務の状況等を踏まえ、本部会で継続検討し、第10期介護保険事業計画期間の開始（令和9年度～）の前までに、結論を得る
- ・ 「現役並み所得」の判断基準については、医療保険制度との整合性及び利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行う

② 補足給付に関する給付の在り方

- ・ 第3段階②の負担限度額の上乗せを行う（令和8年度～）
- ・ 第3段階①と②をそれぞれ2つ（ア・イ）に区分し、第3段階①イ・②イの負担限度額の上乗せを行う（令和9年度～）

③ 多床室の室料負担

- ・ 在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において検討を行う ★

④ ケアマネジメントに関する給付の在り方

- ・ 住宅型有料老人ホームの入居者に関して、ケアプラン作成を含めて利用者負担の対象としている特定施設入居者生活介護等との均衡の観点から、登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係る新たな相談支援の類型（Ⅱ5）に対して利用者負担を求めることが考えられるところ、丁寧に検討を行う

⑤ 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

- ・ 多様なサービス・活動の整備の進捗状況、従前相当サービス等における専門職の役割、専門職によるサービスと地域の支え合いの仕組みの連携の実施状況など、検討に必要なデータを多角的に収集・分析しつつ、市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、引き続き、包括的に検討を行う

⑥ 被保険者範囲・受給者範囲

- ・ 介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討を行う

⑦ 金融所得、金融資産の反映の在り方

- ・ 金融所得の保険料や窓口負担等への反映については、後期高齢者医療制度での対応状況も踏まえつつ、将来的な導入について、制度面・運用面等の総合的な観点から、引き続き検討を行う
- ・ 金融資産の反映の在り方については、政府として預貯金等へのマイナンバーの付番を推進し、その状況を踏まえて、預貯金等の確認でのマイナンバーの活用について、引き続き検討を行う

⑧ 高額介護サービス費の在り方

- ・ 制度の運用状況を踏まえ、引き続き検討を行う

3. その他の課題

① 介護被保険者証の事務・運用

- ・ 65歳到達時の交付から要介護認定申請時等の交付に変更する
- ・ 電子資格確認を導入する ・ 資格喪失時等の返還義務を一部免除する
- ・ 65歳到達時等の機会を捉えて、介護保険についての広報啓発を行う

② 高齢者虐待防止の推進

- ・ 高齢者住まいにおける高齢者虐待防止の取組を推進する

③ 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進

- ・ 全国レベルでの情報収集・分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックする

④ 要介護認定

- ・ 申請代行が可能な者を拡大する
- ・ 主治医意見書の事前入手が可能である旨を明確化する

⑤ 特定福祉用具販売

- ・ 貸与と販売の選択制の導入に伴い利用者への継続的な関与が必要とされていることを踏まえた制度上の所要の整備を行う

⑥ 国民健康保険団体連合会の業務

- ・ 介護報酬に関連する補助金の支払事務について、委託を受けて行うことを可能とする

(介護保険運営協議会) 委員報酬・旅費の改定について

1 改正概要

(1) 委員報酬

市町合併以降据置きとしてきた特別職の職員で非常勤のもの報酬金額について、近年の物価上昇を踏まえ10%程度の増額改定を行う。

区分	改定前の額	改定後の額
会長	6,000 円/日	6,600 円/日
委員	5,400 円/日	5,900 円/日

(2) 旅費

昼食代を含む諸雑費・用務地内の移動にかかる旅費（日当）を廃止する。ただし、移動にかかる交通費実費相当分は従来どおりとする。

区分	改定前の額	改定後の額
日当	1,400 円/日	なし
実費	25 円/Km	25 円/Km

※日当は、オンライン出席の場合、これまでも支給していない。

※実費は、私有自動車により会議会場まで移動した場合。

2 改正理由

国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことを踏まえ、特別職の職員に係る費用弁償の制度の見直し等を行うため。

(令和7年第5回糸魚川市議会定例会において関連する条例改正案は議決済み)

3 改正期日

令和8年4月1日

令和8年度 基幹型地域包括支援センター（地域包括ケア係）
事業実施方針

○基本的活動方針と実施事業

方針1 / 介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスの展開

- (1) 基準緩和型訪問サービスの活用
 - ・基準緩和型訪問サービスの人材育成と掃除等の生活支援の活用
 - ・地域による互助活動のモデル的な実施
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の評価と制度改正に向けた取組
 - ・総合事業対象者の評価・分析による事業の見直しと再構築

方針2 / 地域包括ケアシステムの深化・推進

- (1) 在宅医療・介護連携を図るための体制の充実
 - ・医療、介護連携促進のための、相談支援や研修会の開催
 - ・ACP（人生会議）関連の取組み評価と今後の施策展開の検討
- (2) 地域包括支援センターの機能強化
 - ・地域包括支援センター評価指標を用いた業務改善
 - ・地域包括支援センターの体制整備に向けた協議
- (3) 地域支え合い推進事業（生活支援体制整備事業）による助け合いの推進
 - ・地域包括支援センターや他課との連携による新規実施地区の開拓

方針3 / 共生社会の実現のための認知症施策の展開

- (1) 認知症の地域支援の推進
 - ・チームオレンジの立ち上げ支援、活動支援
 - ・軽中度難聴者への補聴器助成
- (2) 認知症の人の尊厳の保持と共生の地域づくり
 - ・ひとり歩き高齢者サポート事業の実施
 - ・複雑化・複合化した課題のある個別ケースでの認知症地域支援推進員の積極的な活用

方針4 / 尊厳を保つための権利擁護の推進

- (1) 成年後見制度利用支援体制の拡充
 - ・成年後見制度の相談体制整備
- (2) 高齢者虐待防止への取組
 - ・高齢者虐待防止マニュアルの見直し

令和8年度地域包括支援センター重点委託方針

1. 自立支援・介護予防・重度化防止に向けた介護予防・日常生活支援総合事業の活用
事業を活用し、高齢者一人一人が、それぞれの状態に応じた健康づくりや介護予防、
生きがい活動に取り組み、重度化を防止していくことが出来る。

・地域リハビリテーション活動支援事業や短期集中サービスの利用など、リハビリ
専門職等との連携を強化し、状態の改善、重度化防止が図られるよう、サービス
の調整を行う。
・シルバー人材センターが従事者となる緩和型訪問サービスを利用するなど、多
様なサービスを積極的に活用する。

2. 生活支援体制整備事業を活用した地域包括ケアシステムの推進

地域による支え合いの機能を高め、高齢者の社会参加・介護予防・生活支援を促し
ていく。

・重点支援地区を選定し、地域ケア会議による課題の把握や生活支援サービスの
創出のための地区活動を行う。

3. 認知症支援の体制づくり

認知症に関する困難ケースについて、課題や支援体制構築に向けた分析を行う。

・包括会議等を活用し、自包括で関わった認知症に関する困難ケースについて共
有するとともに、支援体制構築に向けた分析を行う。

【地域包括支援センター 専門部会での取組み】

部会名	取組事項
保健師部会	見直ししたフレイル予防支援ツールを活用し地域活動を展開
主任ケアマネ部会	居宅介護支援事業所向けの地域リハビリテーション活動支援 事業活用のための研修会の企画・運営
社会福祉士部会	高齢者虐待防止マニュアル見直しや成年後見制度の相談体制 構築に向けた協力